株式会社○○○○定款

第１章　総　則

（商号）

1. 当会社は、株式会社○○○○と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

１　○○の製造及び販売

２　××の輸入及び販売

３　前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、１００株とする。

（株券の不発行）

第６条　当会社は、その株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

（基準日）

第８条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか、必要があるときは、取締役は、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

（株主の氏名等の届出）

第９条　当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

２　前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第３章　株主総会

（招集時期）

第１０条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者）

第１１条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

（招集通知）

第１２条　株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の５日前までに発する。

（株主総会の議長）

第１３条　株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

２　取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

（株主総会の決議）

第１４条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議事録）

第１５条　株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から１０年間本店に備え置く。

第４章　取締役

（取締役の員数）

第１６条　当会社の取締役は、１名とする。

（取締役の資格）

第１７条　取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

（取締役の選任）

第１８条　取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（取締役の任期）

第１９条　取締役の任期は、選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第５章　計　算

（事業年度）

第２０条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第２１条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（配当の除斥期間）

第２２条　剰余金の配当がその支払の提供の日から３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第６章　附　則

（設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額）

第２３条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金１００万円とする。

２　当会社の成立後の資本金の額は、金１００万円とする。

（最初の事業年度）

第２４条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和○年３月末日までとする。

（設立時取締役）

第２５条　当会社の設立時取締役は、次のとおりである。

設立時取締役　　○○○○

（発起人の氏名ほか）

第２６条　発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

東京都○○区○町○丁目○番○号

発起人　○○○○　　１０株、金１００万円

（法令の準拠）

第２７条　この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

　以上、株式会社○○○○設立のため、発起人○○○○は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和○年○○月○○日

発起人　　　○○○○